

# ヘルパーステーション アイ・ケア 第1号訪問事業運営規程

## (事業の目的)

第1条 この事業所が行う第1号訪問事業の事業は、高齢者が要支援状態となった場合においても、入浴、排泄、食事の介護、その他日常生活にわたる援助を行うことにより、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように支援することを目的とする。

## (運営の方針)

第2条 運営方針は、次に掲げるところによるものとする。

- (1) 第1号訪問事業は、利用者の訪問型サービスに資するよう、その目標を設定し、計画的に行うものとする。自らその提供する訪問型サービスの質の評価を行い、常にその改善を図るものとする。
- (2) 第1号訪問事業の提供に当たっては、利用者の心身の状況等を踏まえた訪問型サービス計画に基づき、利用者が日常生活を営むのに必要な支援を行う。
- (3) 訪問型サービス計画の作成後は、計画の実施状況の把握(モニタリング)を行い、モニタリング結果を地域包括支援センターに報告するものとする。
- (4) 第1号訪問事業の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対しサービスの提供方法等について、理解しやすいように説明する。
- (5) 第1号訪問事業の提供に当たっては、介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもってサービスの提供を行う。

## (事業所の名称及び所在地)

第3条 この事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

名称 ヘルパーステーション アイ・ケア  
所在地 青森県弘前市大字八幡町1丁目2番地2

## (従業者の職種、員数及び職務の内容)

第4条 この事業所に勤務する従業者の職種、員数・職務は、次のとおりとする。

- (1) 管理者 介護福祉士 1名 (常勤職員)  
管理者は、この事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに、自らも指定訪問介護の提供にあたる。
- (2) サービス提供責任者 介護福祉士 3名 (常勤職員)  
サービス提供責任者は、訪問介護計画の作成及び説明を行うほか、指定訪問介護の利用申し込みに係わる調整、訪問介護員等に対する技術指導等のサービスの内容の管理を行うとともに、自らも指定訪問介護の提供にあたる。
- (3) 訪問介護員 28名 常勤職員 21名 (管理者・サービス提供責任者を含む)  
非常勤職員 7名  
介護福祉士 23名 (常勤職員18名、非常勤職員5名)  
実務者研修 0名  
初任者研修 3名 (常勤職員2名、非常勤職員1名)  
ヘルパー1級 0名  
ヘルパー2級 2名 (常勤職員1名、非常勤職員1名)  
訪問介護員等は、訪問型サービスの提供に当たる。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日 年中無休とする。
- (2) 営業時間 午前8時30分から午後5時15分までとする。
- (3) サービス提供時間 24時間体制とする。
- (4) その他、電話等により緊急時の連絡が可能な体制とする。

(第1号訪問事業の内容及び利用料その他の費用の額)

第6条 第1号訪問事業の内容は、次のとおりとし、第1号訪問事業を提供した場合の利用料の額は、市町村が定める基準によるものとし、当該第1号訪問事業が法定代理受領サービスであるときは、利用料のうち各利用者の負担割合に応じた額の支払いを受けるものとする。

- 2 第1号訪問事業事業者は、法定代理受領サービスに該当しない第1号訪問事業を提供した際にその利用者から支払いを受ける利用料の額と、第1号訪問事業に係る訪問型サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。
- 3 次の通常の事業の実施区域外の地域で、居宅において行う第1号訪問事業に要した交通費は、公共交通機関等を利用した場合はその実費を徴収する。なお、事業所の自動車を使用した場合の交通費は、次の額を徴収する。

- (1) 事業の実施区域を越えた地点から片道10km未満 200円
- (2) 事業の実施区域を越えた地点から片道10km以上 300円

- 4 通常の事業の実施区域以外の地域の居宅において第1号訪問事業を行う場合は、あらかじめ、利用者又はその家族に対して、提供するサービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得るものとする。

(通常の事業の実施区域)

第7条 通常の事業の実施地域は、以下の区域とする。

## 弘前市

(緊急時等における対応方法)

第8条 訪問介護員等は、現に第1号訪問事業の提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治医への連絡を行う等の必要な措置を講ずるとともに、管理者に報告する。

(苦情処理)

第9条 当事業所は、提供した第1号訪問事業に係る利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じる。

- 2 当事業所は、前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録する。
- 3 当事業所は、提供した第1号訪問事業に関し、法第23条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び利用者からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。
- 4 当事業所は、市町村からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を市町村に報告する。

- 5 当事業所は、提供した第1号訪問事業に係る利用者からの苦情に関して健康保険団体連合会（国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第45条第5項に規定する国民健康保険団体連合会をいう。以下同じ。）が行う法第176条第1項第二号の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から同号の指導又は助言に従って必要な改善を行う。
- 6 当事業所は、国民健康保険団体連合会からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を国民健康保険団体連合会に報告する。

（事故発生時の対応）

- 第10条 当事業所は、利用者に対する第1号訪問事業の提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る地域包括支援センター等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じる。
- 2 当事業所は、前項の事故の状況及び事故に際してとった処置について記録する。
  - 3 当事業所は、利用者に対する第1号訪問事業の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行うものとする。

（衛生管理等）

- 第11条 当事業所は、訪問介護員等の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行う。
- 2 当事業所は、第1号訪問事業事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めることとする。
  - 3 従業者は感染症等に関する知識の習得に努める。
  - 4 当事業所は、事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。
    - (1) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする）をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
    - (2) 当事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備する。
    - (3) 当事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施する。

（秘密の保持）

- 第12条 従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。
- 2 従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、従業者でなくなった後においてもこれらの者の秘密を保持すべき旨に従業者との雇用契約の内容とするものとする。

（虐待防止に関する事項）

- 第14条 当事業所は、利用者の人権の擁護・虐待等の防止のため次の措置を講ずるものとする。
- (1) 虐待を防止するための従業者に対する研修の実施。
  - (2) 利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備。
  - (3) その他虐待防止のために必要な措置。
- 2 当事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(ハラスメントに関する事項)

第15条 当事業所は、介護現場における利用者や家族等による下記ハラスメントの実態を把握するとともに、事業者として取り組むべき対策を示すことにより、介護現場で働く職員の安全を確保し、安心して働き続けられる労働環境を築き人材の確保・定着につなげるものとする。

- (1) 身体的暴力
- (2) 精神的暴力
- (3) セクシュアルハラスメント

(業務継続計画の策定等)

第16条 当事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定訪問介護（指定予防訪問介護）の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

- 2 当事業所は、従業員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。
- 3 当事業所は、定期的業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(その他運営についての留意事項)

第17条 訪問介護員等の質的向上のために、次のとおり研修の機会を設けるものとする。

- (1) 採用時研修 採用後2ヶ月以内
  - (2) 継続研修 年2回
- 2 この規程に定めるもののほか、この事業所の運営に関する事項は、医療法人仙知会と管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、令和 6 年 12 月 1 日 から施行する。